

## 平成27年度 第5回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成28年3月29日(火) 午前9時00分～午前11時00分
開催場所	松阪市役所 地下1階会議室
出席者 (敬称略)	<p>委員長 楠井 嘉行 (弁護士)</p> <p>副委員長 村田 裕 (名城大学教授)</p> <p>委員 坂本 昇 (税理士)</p> <p style="text-align: right;">※坂本聰子委員欠席</p>
事務局	<p>岡野 公共工事適正化担当参事</p> <p>刀根 契約監理課長</p> <p>湯川 調達係長</p> <p>渡邊 契約係長</p>
議題	<p><b>議題1</b></p> <p>入札及び契約の状況報告(平成28年1月から3月分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の発注状況について</li> <li>・指名停止措置の運用状況について</li> </ul> <p><b>議題2</b></p> <p>抽出事案の審議(楠井委員長抽出)</p> <p><b>議題3</b></p> <p>随意契約に係る意見聴取について</p> <p><b>その他</b></p> <p>次回開催日程及び抽出委員の選出等について</p>

委 員	事 務 局
<b>●入札及び契約の状況報告</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係の発注状況について</li> </ul> <p>第4四半期の入札件数は64件で契約金額5億8110万6960円、平均落札率85.57%、平均参加者数7.6社となっております。前年同期との比較では平均落札率は2.61ポイントの増となっており、これについては災害復旧工事の不調が減少したものの、落札率が高く、結果として落札率を引き上げの要因となったものです。内訳としまして、工事が56件、契約金額5億2020万7920円、平均落札率86.9%、委託が8件で6089万9040円、</p>

委 員	事 務 局
	<p>76.27%となっております。また、入札中止、不調についてはこの四半期では発生しておりません。前年同期は11件、前々年が22件で減少となっております。</p> <p>指名停止措置の運用状況につきましては、資料記載のとおり、4件9社ございました。</p> <p>1件目は、東日本高速道路株式会社が発注した東日本大震災に係る舗装工事の入札談合事件について、独占禁止法第3条に違反する犯罪があった疑いがあるとして、同法第74条第1項の規定に基づき、平成28年2月29日舗装業者10社を検事総長に告発したと公正取引員会が発表したことを受け本市名簿業者の6社を指名停止措置としたものです。</p> <p>2件目は、千葉県発注の下水道関連の事業において、予定価格を漏洩したとして市職員が逮捕された事件で、該当業者の社員が公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたことが判明し指名停止となったものです。</p> <p>3件目は、公共機関発注の造園工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が政令で定める金額以上となる下請負契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第7号に該当するとして平成28年2月24日に三重県から監督処分（指示処分）を受けたことから指名停止となったものです。</p> <p>4件目は、横浜市のマンション建築のくい施工工事において、1次及び2次下請業者が専任の主任技術者を設置せず、1次下請業者が施工工事を2次下請業者に一括して請け負わせていたことを認識しながら、指導に努めず、是正を求めるよう努めず、また許可行政庁等への通報も行っていなかったことが、建設業法第28条第1項に該当するとして関東地方整備局長から監督処分（指示処分）を受けたことにより指名停止となったものです。</p>

委 員	事 務 局
●抽出事案の審議（楠井委員長抽出）	
<p>・今回の抽出事案については、落札率の高い案件、参加者の少なかった案件を中心に抽出した。それら案件については事務局でリストとして整理してもらったので、それらの経緯について事務局から説明いただくこととする。特に、参加者が5社以下で、落札率が90%を超える案件については、9件発生しているが、工事の特性が一過性によるものか確認したい。</p> <p>また、今期では「松阪市公共下水道事業大口排水区大口ポンプ場増設工事」において、建築、機械、電気の入札において一括発注となっているが、何か経過があるのか確認したい。</p>	<p>・まずは、入札参加者が5社以下の案件ですが18件ありました。前年同期は23件で5件の減となっています。内容をご覧くださいますと、多くが小規模の災害復旧工事で、ほぼ同数となっています。現場条件等から利益も薄く、例年この時期は各業者の手持ち工事が多くなる時期で残工期も短いことから参加者が少なかったものと考えています。これについては、近年課題となっており予めの対策として、経審点数上限を廃止するなど参加条件を緩和し発注したもので、不調の発生はございませんでした。</p> <p>・次に5社以下で落札率90%以上となったものが9件あり、前年同期と同数となりました。前々年度は21件発生しておりまして、災害復旧工事の影響によるものです。先ほど説明しました通り、点数上限や技術者兼務などの参加条件を緩和するなど対策しておりますが、年度末の手持ち件数や短い工期などの影響と考えております。今後も入札不調を抑制し、早期着手ができるよう対策したいと考えています。</p> <p>・次に、大口ポンプ場の一括発注の工事については、一度目の入札発注を建築、機械、電気工事を分離し発注したところ、建築工事が不調となり再度発注となったものです。設計書の再度検証し、内容は必要な修正点が無いことを再確認し経審点数等において参加条件を拡大し、5社の参加があり落札者が決定しました。5社のうち3社については当初条件でも参加できましたが、一括発注することで工期短縮や工事規模において効果があり参加が生まれたものと考えています。電気、機械の分離発注は今回規模の1千万から2千万程度の工事で建築と同様の期間を技術者が拘束されることが見合わないとし参加を見合わせる状況も把握したことから、再入</p>

委 員	事 務 局
<p>・ 松阪市固定資産台帳整備業務委託について、参加者は1社と少なかったが、従来の随意契約としている案件とは異なるものか。</p> <p>・ 大口ポンプ場の分離発注について、電気工事、機械工事においても技術者の拘束が必要となるのか。再発注の工期設定は当初工期のままか。</p> <p>・ 建築工事でこの規模であればもともと参加があっても良いのではと思うが如何か。工事が特殊なのか。それとも他の工事と選んでいる状況なのか。</p> <p>・ 大型工事の特に建築工事については参加状況から見ても課題と思う。他所における不調の繰り返しは避けるべき。今回のような一括発注なども視野に入れた今後の防止対策の検討が必要ではないか。</p>	<p>札においては工期短縮の目的と合わせ、分割発注をしないメリットを検討し、結果として良い結果が得られたと考えています。</p> <p>・ この業務は新たに固定資産台帳を整備するための資産調査等で、既存のシステムとの密接な関連により随意契約になる案件とは内容が異なります。一定の条件を付していますが、複数参加は十分可能な案件であり、規模や内容の判断から結果として1社の参加となったものと考えています。</p> <p>・ 技術者の配置については工事内容、金額による部分となりますが、専任を要しない工事であっても、その工事に従事すると他の専任工事に就くことができません。工事金額と工事期間のバランスはそれぞれの業者において判断されるものと思います。今回の工事は他工事との調整を含め全体での工期設定となることから長くなります。再発注の工期は時間経過の影響はありますが、各工事の調整期間等で短縮を図れるものとなりました。今後全ての案件で一括発注を前提とするものではないですが、大型工事の場合においては分離、一括の方法を検討していくものと考えています。</p> <p>・ 民間工事の影響もあり、工事内容、技術者不足などの影響があるようです。今回の工事は特殊なものではなく、結果として時期がずれたこと、一括発注などにより参加が生まれたものと考えています。</p> <p>・ 発注基準を目安とし、必要な場合は事業課からの提案で、入札及び契約審査会で参加条件を審査する方式を従来からっており、昨年度からの大型建築工事にはこれにより執行しています。目安となる発注基準が適切か否か、他所の例の設計施工一括方式なども含め、引き続き情勢に注視した検討も考えています。</p>

委 員	事 務 局
●随意契約締結に係る意見聴取について	
<p>・それでは、随意契約の意見聴取について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>・対象となる組合員数は何名になるか。今年からの案件か。</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>・第4四半期の随意契約としては資料のとおり25件の案件がございました。新規の案件については重点的に説明いたしますのでお願いいたします。</p> <p>(・・・重点説明案件のみ記載・・・)</p> <p>① 松阪市職員定期健康診断等業務委託</p> <p>・職員の定期健康診断は、三共済組合員対象の巡回ドックを利用し、三共済からの助成を受けて、健診機関に指定されている松阪市健診センターにて実施しています。各振興局への出張による健康診断の実施や松阪市民病院の敷地内で本庁舎からも非常に近く、職員が受診しやすい条件が整っていることに加え、三共済より巡回ドックの指定を受けた市内唯一の医療機関であり、組合員を対象に7,000円の助成を受け、単価契約7,040円にて労働安全衛生法で定められる健診内容に加えより詳細な健診項目を受診することができます。また、過去データも蓄積されており、受診結果の一元管理、把握は職員の健康管理の推進につながるものであり随意契約としています。</p> <p>・1500名程度です。以前もありましたが法改正によりチェック項目が増え、健康診断にて実施することから事業費は増額となっています。</p> <p>② 松阪市介護保険システム貸借・保守業務委託及び後期高齢者医療制度システム貸借・保守業務委託</p> <p>・この契約は介護保険システム及び後期高齢者医療制度システムに係る貸借及び保守運用業務委託が満了を迎えるにあたり、新たな貸借・保守契約を締結するので、従来システムを継続利用することに</p>

委 員	事 務 局
<p>・ 契約期間はどれだけか。その後は再入札となるのか。</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>より、システムソフトウェア使用料が再リースに準じる形で減額されることとなります。また、現在の介護保険システム及び後期高齢者医療制度システムにおいては、専用のサーバを本庁舎内に設置しており、旧サーバに蓄積されていた各種データを情報企画課に設置されている住民情報システム用サーバに移行し、新たなサーバ機器の賃貸借の必要なく経費削減を図ることができ、また、それぞれのシステム操作において必要な住基、税情報等との連携性が向上することも踏まえ、随意契約としています。</p> <p>・ 現存のサーバの賃借期間との関係から3年半程度となっています。契約期間終了後は基幹システムの入替えなどと合わせ、随意契約の必要がなければ入札になると考えています。</p>
	<p>③ 外国語指導助手 (ALT) 事業に係る派遣業務委託</p> <p>・ 外国語指導助手 (ALT) 事業は、平成 22 年度から派遣契約を結び、英語教育等の国際化の推進を図っています。本年の公募型プロポーザル(企画提案)方式による派遣業務事業者の募集手続きを開始したところ4社が参加を表明し、審査委員会による審査で派遣業務契約候補が決定しました。本プロポーザルにおいては、特に以下の項目について重点的に評価されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーディネーターの業務内容と業務計画</li> <li>・ 外国語指導助手 (ALT) の研修体制</li> <li>・ 教員に対する支援体制</li> <li>・ 本市の外国語教育の方針に沿った効果的な施策</li> </ul> <p>特に評価されたのは、優秀な外国語指導</p>

委 員	事 務 局
<p>・プロポーザル提案の内容について、提案価格は参加者それぞれなのか。この契約金額より安価も業者はあったのか。</p> <p>・内容評価について、ALTの派遣が可能だけでなく、教員に対する研修体制が充実している点が評価されているがどのような点が評価されているのか。</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>助手（ALT）の派遣が可能だけでなく、教員に対する研修体制が充実している点や、教員が児童生徒の実態に合わせて弾力的に活用できる幼小中対応の多様なプログラムや、小中連携の実現を可能とする提案についても、本市の方向性に適しているとして高く評価されたものです。以上のことをふまえて、選定業者との随意契約としました。</p> <p>・提案内容も提案金額もそれぞれ幅があり、この契約金額より高い業者も低い業者もあります。内容評価を加味し総合点数で判断のうえ契約締結となっています。</p> <p>・教員に対するプログラム、教材等が充実している状況で、個々の具体的な研修計画について説明、プレゼンがあり、他者比較を含め評価されています。発注者が何を求めたいか、について評価点の重点配分を検討しています。</p>
<p>●次回開催日程及び抽出委員の選出</p>	
<p>・今後は平成27年度の意見書のとりまとめを進めていただくこととなります。日程が決まりましたら改めてご連絡いたしますのでお願いいたします。</p>	